○　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条）
第二章　検査等事業者の登録手続（第二条―第八条）	第二章　点検事業者の登録手続（第二条―第八条）
第三章　外国点検事業者の登録手続（第九条―第九条の六）	第三章　登録に係る点検の実施等（第九条―第十二条）
第四章　登録に係る検査又は点検の実施等（第十条―第十七条）	第四章　雑則（第十三条―第十五条）
第五章　雑則（第十八条―第二十条）	附則
附則	
第一章　総則	第一章　（同上）
（目的）	（目的）
第一条　この規則は、別に定めるものを除くほか、登録検査等事業者及び登録外国点検事業者（以下「登録検査等事業者等」という。）の登録及び検査又は点検の実施に関し、法の委任に基づく事項及び法の規定を施行するために必要とする事項を定めることを目的とする。	第一条　この規則は、別に定めるものを除くほか、登録点検事業者及び登録外国点検事業者（以下「登録点検事業者等」という。）の登録及び点検の実施に関し、法の委任に基づく事項及び法の規定を施行するために必要とする事項を定めることを目的とする。
第二章　検査等事業者の登録手続	第二章　点検事業者の登録手続
（登録の申請）	（登録の申請）
第二条　（略）	第二条　（同上）
２　法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事業者ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。	２　法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）

イ　検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

ロ　検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ハ　検査又は点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）

ニ　無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）

ホ　点検に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ　測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）の計画

ト　無線設備等の検査（点検である部分を除く。以下「判定」という。）を行う者（以下「判定員」という。）の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの（当該判定員が無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号）

チ　無線局の種別ごとの検査又は点検の実施方法

リ　検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

二　検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）

イ　点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

ロ　点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ハ　点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）

ニ　無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場

一　点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

二　点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

三　点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）

四　無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当

合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）

ホ　測定器等の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ　測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

ト　無線局の種別ごとの点検の実施方法

チ　点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

3　前項第一号の二及び第二号のニの無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。

4　第二項の業務実施方法書には、次に掲げる証明書を添付しなければならない。

一　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）にあっては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法別表第四（第一号及び第二号を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書

二　検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）にあっては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに掲げる条件に該当する者であることの証明書

5　法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。以下同じ。）及び免許証の番号）

五　点検に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造事業者名

六　測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）の計画

七　無線局の種別ごとの点検の実施方法

八　点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

3　前項第四号の無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。

4　第二項の業務実施方法書には、点検員が法別表第一に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。）。

5　法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号に定める様式の書類

一　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であって、申請者が法人である場合は、定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号の二に定める様式の書類

二　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であって、申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号の二に定める様式の書類

三　検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）である場合は、法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号の二に定める様式の書類

（登録の更新）

第三条　法第二十四条の二の二第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2　前条（第二項第二号、第三項（点検の事業のみを行う者に限る。）、第四項第二号及び第五項第三号を除く。）の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録証の様式）

第四条　法第二十四条の四第一項の登録証の様式は、別表第三号のとおり

とする。

（登録証の様式）

第三条　（同上）

とする。

（変更の届出）

第五条 登録検査等事業者は、法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 変更の内容

三 変更の年月日

2 前項の届出があった場合において、総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。

3 登録検査等事業者は、第二条第二項各号（第一号ロ及び第二号ロを除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 変更の内容

三 変更の年月日

4 登録検査等事業者は、点検員を追加するときは、前項の変更後の業務実施方法書に当該点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

5 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の変更後の業務実施方法書に当該判定員が法別表第四（第一号及び第二号を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

6 総合通信局長は、法第二十四条の五第一項の規定による届出があった

（変更の届出）

第四条 登録点検事業者は、法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 （同上）

三 （同上）

2 （同上）

3 登録点検事業者は、第二条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 （同上）

三 （同上）

4 登録点検事業者は、点検員を追加するときは、前項の変更後の業務実施方法書に当該点検員が法別表第一に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。）。

5 総合通信局長は、法第二十四条の五第一項の規定による届出があった

場合には、その届出があった事項を登録検査等事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録証の再交付）

第六条　登録検査等事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録又はその更新の年月日及び登録番号

二　（略）

２　登録検査等事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）

第七条　法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号の二に定める様式の書類を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録検査等事業者の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　承継に係る登録番号及び登録検査等事業者の名称

２　前項の事実を証する書面は、次に掲げる事業者ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

一　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。以下この号において同じ。）

場合には、その届出があった事項を登録点検事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録証の再交付）

第五条　登録点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　（同上）

２　登録点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）

第六条　法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号に定める様式の書類を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録点検事業者の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　承継に係る登録番号及び登録点検事業者の名称

２　（同上）

イ　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者にあっては、事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面（法人にあっては、定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名、過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面）

ロ　登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類

ハ　合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の定款の謄本、登記事項証明書及び役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類

二　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。以下この号において同じ。）

イ　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者にあっては、事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面（法人にあっては、登記事項証明書及び事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面）

ロ　登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書

ハ　合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

3　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者（法人を除く。）が第一項の規定による届出をした場合において、総合通信局長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により当該届出をした者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき

一　事業の全部を譲り受けたことによって登録点検事業者の地位を承継した者にあっては、事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面（法人にあっては、登記簿の謄本及び事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面）

二　登録点検事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍謄本

三　合併又は分割により登録点検事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記簿の謄本

3　事業の全部を譲り受けたことによって登録点検事業者の地位を承継した者（法人を除く。）が第一項の規定による届出をした場合において、総合通信局長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により当該届出をした者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当

は、当該届出をした者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

（廃止の届出）
第八条　登録検査等事業者は、法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。
一　登録検査等事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　登録又はその更新の年月日及び登録番号
三・四　（略）

第三章　外国点検事業者の登録手続

（外国点検事業者の登録の申請）
第九条　法第二十四条の十三第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより行う場合は、この限りでない。
２　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「外国業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

該届出をした者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

（廃止の届出）
第七条　登録点検事業者は、法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。
一　登録点検事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　登録の年月日及び登録番号
三・四　（同上）

（外国点検事業者の登録手続）
第八条　（同上）
２　第二条第二項の規定は法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面について、第二条第二項から第五項まで、第四条第一項及び第三項から第五項まで、第五条、第六条第一項並びに前条の規定は登録外国点検事業者について、第三条及び第四条第二項の規定は法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の四第一項の登録証について準用する。この場合において、第二条第二項中「法第二十四条の二第三項」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項」と、同項第四

号中「法第二十四条の二第四項第二号」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第四項第二号」と、同条第五項中「法第二十四条の二第三項」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項」と、「法第二十四条の二第五項各号」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号」と、第四条第一項中「法第二十四条の五第一項」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項」と、「総合通信局長」とあるのは「関東総合通信局長」と、同条第二項中「総合通信局長」とあるのは「関東総合通信局長」と、「法第二十四条の五第二項」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第二項」と、同条第三項中「第三条第二項各号」とあるのは「第十三条の二において準用する第三条第二項各号」と、「総合通信局長」とあるのは「関東総合通信局長」と、同条第五項中「総合通信局長」とあるのは「関東総合通信局長」と、「法第二十四条の五第一項」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項」と、第五条第一項中「総合通信局長」とあるのは「関東総合通信局長」と、第六条第一項中「法第二十四条の六第二項」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項」と、「法第二十四条の二第五項各号」とあるのは「法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号」と、「総合通信局長」とあるのは「関東総合通信局長」と、「登録点検事業者」とあるのは「登録外国点検事業者」と、同条第二項中「認定点検事業者」とあるのは「登録点検事業者」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本又はこれに準ずるもの」と、「の登記簿の謄本」とあるのは「の登記簿の謄本又はこれに準ずるもの」と、前条中「法第二十四条の九第一項」とあるのは「法第二十四条の十三第二項におい

一　点検を行う無線設備等に係る無線局の種別
二　点検の事業を行う事務所の名称及び所在地
三　点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）
四　無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）
五　測定器等の名称又は型式及び製造事業者名
六　測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画
七　無線局の種別ごとの点検の実施方法
八　点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

３　前項第四号の無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。

４　第二項の外国業務実施方法書には、点検員が法別表第一に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。）。

５　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号の二に定める様式の書類とする。

（登録外国点検事業者の登録証の様式）

第九条の二　法第二十四条の十三第二項において準用する第二十四条の

て準用する法第二十四条の九第一項」と、「総合通信局長」とあるのは「関東総合通信局長」と読み替えるものとする。

四第一項の登録外国点検事業者の登録証の様式は、別表第三号のとおりとする。

（登録外国点検事業者の変更の届出）

第九条の三　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　変更の内容

三　変更の年月日

2　前項の届出があった場合において、関東総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。

3　登録外国点検事業者は、第九条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　変更の内容

三　変更の年月日

4　登録外国点検事業者は、点検員を追加するときは、前項の変更後の外国業務実施方法書に当該点検員が法別表第一に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。）。

5　関東総合通信局長は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録外国点検事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録外国点検事業者の登録証の再交付）
第九条の四　登録外国点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。
一　登録の年月日及び登録番号
二　再交付の理由
２　登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）
第九条の五　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号の二に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。
一　登録外国点検事業者の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　承継に係る登録番号及び登録外国点検事業者の名称
２　前項の事実を証する書面は、次に掲げるものとする。
一　事業の全部を譲り受けたことによって登録外国点検事業者の地位を承継した者にあっては、事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面

二　登録外国点検事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書又はこれに準ずるもの

三　合併又は分割により登録外国点検事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第九条の六　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録外国点検事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録の年月日及び登録番号

三　廃止の年月日

四　廃止の理由

第四章　登録に係る検査又は点検の実施等

（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）

第十条　法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。

一　法第百三条の二第十二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局及びその他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十四条各号に掲げる無線局

第三章　登録に係る点検の実施等

二　法第百三条の二第十三項第一号及び第二号に掲げる無線局
三　放送局
四　船舶局（旅客船の船舶局に限る。）
五　航空機局
六　地球局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。）
七　航空機地球局
八　船舶地球局（旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。）
九　人工衛星局（放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。）
十　放送衛星局
十一　前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局

（検査の実施項目等）
第十一条　法第七十三条第三項の総務省令で定める検査の実施項目は、別表第四号のとおりとする。
２　登録検査等事業者は、第二条第二項第一号の登録に係る業務実施方法書に従って適切に検査を行わなければならない。

（検査の実施方法等）
第十二条　検査の実施方法等については、総務大臣が告示するところによるものとする。

（検査結果証明書の交付）

第十三条　登録検査等事業者は、検査を実施したときは、別表第五号に定める検査結果証明書を検査を依頼した者に交付しなければならない。

（点検の実施項目等）

第十四条　法第十条第二項、法第十八条第二項第二号若しくは法第七十三条第四項の総務省令で定める点検の実施項目は、別表第六号のとおりとする。

2　登録検査等事業者等は、第二条第二項又は第九条第二項の登録に係る業務実施方法書又は外国業務実施方法書に従って適切に点検を行わなければならない。

3　登録検査等事業者等が無線設備等の点検を行うことができる無線局は、国が開設するもの（第十条に規定する無線局で国が開設するものに限る。）以外のものとする。

（点検の実施方法等）

第十五条　点検の実施方法等については、総務大臣が告示するところによるものとする。

（点検結果の通知）

第十六条　登録検査等事業者等は、点検を実施したときは、別表第七号に定める点検結果通知書により点検を依頼した者に通知しなければならない。

（点検の実施項目）

第九条　法第十条第二項、法第十八条第二項若しくは法第七十三条第三項の総務省令で定める法第二十四条の二第一項又は法第二十四条の十三第一項の登録に係る点検（以下「点検」という。）の実施項目は、別表第四号のとおりとする。

2　登録点検事業者等は、第二条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の登録に係る業務実施方法書に従って適切に点検を行わなければならない。

3　登録点検事業者等が無線設備等の点検を行うことができる無線局は、国が開設するもの以外のものとする。

（点検の実施方法等）

第十条　点検の実施方法等については、総務大臣が告示するところによるものとする。

（点検結果の通知）

第十一条　登録点検事業者等は、点検を実施したときは、当該点検の結果を、別表第五号に定める登録点検結果通知書をもって点検を依頼した者に通知しなければならない。

（帳簿等）

第十七条　登録検査等事業者等は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の事項を記載した検査又は点検の業務に関する帳簿、前条の点検結果通知書の写し（点検のみを行った場合に限る。）若しくはこれに代わるもの（第三項において「帳簿等」という。）を検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十三条の交付の日若しくは前条の通知の日から六年間保存しなければならない。なお、検査を行った場合の帳簿にあっては、第十三条の検査結果証明書の写しを添付すること。

一　検査を行った場合

イ　検査を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号

ロ　検査を依頼した無線局の免許人の氏名又は名称

ハ　検査及び点検を行った年月日

ニ　点検を行った場所

ホ　第十一条に規定する検査の実施項目ごとの検査の成績及び点検の結果

ヘ　点検を行った点検員の氏名

ト　点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法（ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに規定する方法に該当する場合は、当該検査又は点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。）

（帳簿等）

第十二条　登録点検事業者等は、次の事項を記載した点検の業務に関する帳簿又は前条の登録点検結果通知書の写し若しくはこれに代わるもの（第三項において「帳簿等」という。）を点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。

チ　判定を行った判定員の氏名

リ　総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証の番号

二　点検のみを行った場合

イ　点検を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号、予備免許の番号又は許可の番号

ロ　点検を依頼した無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

ハ　点検を行った年月日

ニ　点検を行った場所

ホ　点検の結果

ヘ　点検を行った点検員の氏名

ト　点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法（ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。）

チ　総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証の番号

2　登録検査等事業者等は、第二条第二項第一号ヘ、第二号ヘ又は第九条第二項第六号に規定する計画に基づき実施した測定器等の保守及び管理並びに較正等の記録を作成し、その作成の日から六年間保存しなければならない。

3　（略）

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

四　（同上）

五　（同上）

六　（同上）

七　（同上）

八　（同上）

2　登録点検事業者等は、第二条第二項第六号に規定する計画に基づき実施した測定器等の保守及び管理並びに較正等の記録を作成し、その作成の日から六年間保存しなければならない。

3　（同上）

第五章　雑則

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第十八条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

（電磁的方法により記録することができる提出書類）

第十九条　次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

一　第二条第二項及び第五項に規定する書類

二　第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類

三　第六条の規定に基づき提出する書類

四　第七条第一項の規定に基づき提出する書類

五　第八条の規定に基づき提出する書類

六　第九条第二項及び第五項に規定する書類

七　第九条の三第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類

八　第九条の四の規定に基づき提出する書類

九　第九条の五第一項の規定に基づき提出する書類

十　第九条の六の規定に基づき提出する書類

第四章　雑則

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第十三条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

（電磁的方法により記録することができる提出書類）

第十四条　次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

一　第二条第二項及び第五項（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類

二　第四条第一項又は第三項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類

三　第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類

四　第六条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類

五　第七条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する書類

（一般社団法人又は一般財団法人たる登録検査等事業者）

第二十条　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人は、財団法人航空機安全運航支援センター（平成五年九月一日に財団法人小型航空機安全運航センターという名称で設立され、平成十八年七月四日に財団法人航空機安全運航支援センターという名称に変更された法人をいう。）とする。

別表第一号（第二条、第三条及び第九条関係）

長

辺

登録検査等事業者等申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注1）

申請者（注2）
郵便番号
住　所
氏　名　印
電話番号

下記のとおり、電波法 第24条の2第1項の登録／第24条の2の2第1項の登録の更新／第24条の13第1項の登録（注3）を受けたいので、申請します。

記

1　事務所の名称及び所在地（注4）

（一般社団法人又は一般財団法人たる登録点検事業者）

第十五条　登録点検事業者のうち一般社団法人又は一般財団法人は、財団法人航空機安全運航支援センター（平成五年九月一日に財団法人小型航空機安全運航センターという名称で設立され、平成十八年七月四日に財団法人航空機安全運航支援センターという名称に変更された法人をいう。）とする。

別表第一号（第二条及び第八条関係）

長

辺

登録点検事業者等申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注1）

申請者（注2）
郵便番号
住　所
氏　名　印
電話番号

下記のとおり、電波法 第24条の2第1項／第24条の13第1項（注3）の登録を受けたいので、申請します。

記

1　事務所の名称及び所在地（注4）

2　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注５）

3　備考（注６）

短　　辺　　日本工業規格Ａ列４番）

注１～３　（略）

4　検査又は点検の事業を行う事務所が複数あり、その全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

5　（略）

6　電波法第24条の２第１項の登録を受けようとする者が点検の事業のみを行う者である場合はその旨を記載すること。

別表第二号（第二条第五項、第三条及び第七条第二項関係）

長辺

経　歴　書

(ふりがな)

1　氏　　名

2　生年月日

3　現 住 所

4　経　　歴

期　　間 自　年　月　日 至　年　月　日	勤務先並びに職務内容又は業務内容

2　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注５）

短　　辺　　日本工業規格Ａ列４番）

注１～３　（同上）

4　点検の事業を行う事務所が複数あり、その全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

5　（同上）

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏名　　　　　印

短　　　　辺（日本工業規格A列4番）

注　不要の文字は、抹消すること。

別表第二号の二（第二条第五項、第三条、第七条第一項及び第九条の五第一項関係）

長

誓約書

年　月　日

（何）総合通信局長　（注1）殿

申請者（注2）　郵便番号

住所

氏名　　　　印

辺

登録申請者及びその役員は、電波法第24条の2第5項各号又は法第24条の13第2項において準用する法第24条の2第5項各号に該当しないことを誓約します。

短辺　　　　（日本工業規格A列4番）

注1・2　（略）

別表第三号（第四条及び第九条の二関係）

登録証

登録又はその更新の年月日		登録番号	
有効年月日（注1）			
登録検査等事業者等の名称			

長

別表第二号（第二条第五項、第六条第一項及び第八条関係）

長

誓約書

年　月　日

（何）総合通信局長　（注1）殿

申請者（注2）　郵便番号

住所

氏名　　　　印

辺

登録申請者及びその役員は、電波法第24条の2第5項各号に該当しないことを誓約します。

短辺　　　　（日本工業規格A列4番）

注1・2　（同上）

別表第三号（第三条及び第八条関係）

登録証

登録の年月日		登録番号	
登録点検事業者等の名称			
登録点検事業者等の住所			

長

登録検査等事業者等の住所	
備考（注2）	

辺　電波法第24条の２第４項の規定により上記のとおり登録したことを証する。(注3)

年　月　日

(注4)　（何）総合通信局長　(印)

短　辺　（日本工業規格A列4番）

注１　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限り記載する。

２　登録を受けた者が点検の事業のみを行う者である場合はその旨を記載する。

３　外国点検事業者の登録の場合は、「電波法第24条の２第４項」とある部分は、「電波法第24条の13第２項」とする。

４　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第四号　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十一条第一項関係）

一　無線従事者の資格及び員数

イ　選任されている無線従事者の資格及び員数

ロ　選任されている無線従事者の従事事実

ハ　主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実（主任無線従事者を選任している場合に限る。）

ニ　船舶局無線従事者証明の所有及びその効力（船舶局で、義務のある場合に限る。）

辺　電波法第24条の２第４項の規定により上記のとおり登録したことを証する。(注1)

年　月　日

(注2)　（何）総合通信局長　(印)

短　辺　（日本工業規格A列4番）

注１　（同上）

２　（同上）

ホ　遭難通信責任者の配置（船舶局で、義務のある場合に限る。）

二　法第六十条の時計及び備付書類

イ　時計の備付け

ロ　無線局免許状の備付け及び掲示

ハ　無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容

ニ　その他の書類の備付け

三　無線設備

イ　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

照合書類の区分	検査の項目
無線局事項書	イ　免許人の氏名又は名称及び住所 ロ　無線設備の設置場所（常置場所） ハ　無線設備の設置箇所（船舶局及び船舶地球局で、条件がある場合に限る。） ニ　法第三十五条の措置（船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。） ホ　船舶関係事項（船舶局に限る。）
工事設計書	イ　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数 ロ　送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等 ハ　空中線系 ニ　電源設備 ホ　計器、予備品、非常灯、制御器の照明及び連絡設備（船舶局で、義務がある場合に限る。）

ロ　電気的特性の検査

無線局の種別及び無線設備名		検査の項目	備考
船舶局	基本及び予備設備	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 四　変調特性	
	船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及びレーダー	一　周波数 二　空中線電力	電池を備えるものは、その有効期限の確認を含む。
	衛星非常用位置指示無線標識及び設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	一　周波数 二　空中線電力 三　伝送速度 四　無変調送信時間 五　識別信号	電池の有効期限の確認を含む。
	捜索救助用レーダートランスポンダ	一　周波数 二　空中線電力 三　受信感度	電池の有効期限の確認を含む。

	捜索救助用位置指示送信装置	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	電池の有効期限の確認を含む。
	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	
船舶地球局		一 周波数 二 空中線電力	・二については、実効輻射電力とする。
その他の無線局		一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 送信パルス特性 六 隣接チャンネル漏えい電力 七 変調特性 八 受信感度 九 選択度	・五については、設備規則第四十五条の十二の六第四号に掲げる無線設備の無線局に限る。 ・七、八及び九については、海岸局（八及び九を除く。）、航空局、無線航行陸上局及び無線標識局に限る。

注1　この表による電気的特性の検査の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める検査項目等は、告示で定めるものとする。

２　この表による検査の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該検査を実施することが困難又は不合理であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

ハ　総合試験

⑴　無線局の目的の遂行可能性を確認することを原則とする。

⑵　具体的な確認の方法は、告示で定めるところによるものとする。

別表第五号　検査結果証明書の様式（第十三条関係）

検査結果を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

年　月　日

検査結果証明書

検査を依頼した無線局の免許人　宛て

登録検査等事業者の
氏名又は名称（注１）　印
登録の番号
判定員の氏名
点検員の氏名

登録検査等事業者等規則第２条第２項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の検査を行ったので、当該検査の結果が、下表のとおりであったことを証明します。

検査年月日（注２）		無線局の種別	

長

辺

点検年月日		免許番号	
点検場所		識別信号	
検査結果	無線従事者の資格及び員数（注３）	□　電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。 □　電波法第39条、第40条及び第50条の規定のいずれかに違反している。	
	時計及び書類（注４）	□　電波法第60条の規定に違反していない。 □　電波法第60条の規定に違反している。	
	無線局の無線設備（注５）	□　工事設計に合致している。 □　工事設計に合致していない。	
備考			

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとすること。

２　判定員が判定を行った日とすること。

３　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第12条の告示により無線従事者の資格及び員数について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第39条、

第40条及び第50条の規定に違反していない。」にレ印を入れること。

4　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第12条の告示により法第60条の時計及び備付書類等について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第60条の規定に違反していない。」にレ印を入れること。

5　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第十二条の告示により無線設備等の検査について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「工事設計に合致している。」にレ印を入れること。

別表第六号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十四条第一項関係）

第一　無線従事者の資格及び員数

点検の種別	点検の項目
一　（略）	（略）
二　法第七十三条第四項の点検	（略）

第二　法第六十条の時計及び備付書類

点検の種別	点検の項目
一　（略）	（略）
二　法第七十三条第四項の点検	（略）

第三　無線設備

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

別表第四号　登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）

第一　（同上）

点検の種別	点検の項目
一　（同上）	（同上）
二　法第七十三条第三項の点検	（同上）

第二　（同上）

点検の種別	点検の項目
一　（同上）	（同上）
二　法第七十三条第三項の点検	（同上）

第三　無線設備

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

照合書類の区別	点検の種別	点検の項目
無線局事項書	一 (略)	(略)
	二 (略)	(略)
	三 法第七十三条第四項の点検	(略)
工事設計書	一 (略)	(略)
	二 (略)	(略)
	三 法第七十三条第四項の点検	(略)

二 電気的特性の点検

無線局種別及び無線設備名		点検の項目	備考
航空機局	HF、VHF及びUHF通信装置	一 周波数 二 スプリアス発射又は不要発射の強度 三 空中線電力 四 変調特性 五 受信感度 六 選択度	五及び六については、UHF通信装置を除く。
	ATCトランスポンダ	(略)	
	機上DME及び機	(略)	

照合書類の区別	点検の種別	点検の項目
無線局事項書	一 (同上)	(同上)
	二 (同上)	(同上)
	三 法第七十三条第三項の点検	(同上)
工事設計書	一 (同上)	(同上)
	二 (同上)	(同上)
	三 法第七十三条第三項の点検	(同上)

二 電気的特性の点検

無線局種別及び無線設備名		点検の項目	備考
航空機局	HF及びVHF通信装置	(同上)	
	ATCトランスポンダ	(同上)	
	機上DME及び機	(同上)	

上タカン			
ACAS―Ⅰ及びⅡ		（略）	
航空機用気象レーダー		（略）	
航空機用ドップラ・レーダー		（略）	
低高度用電波高度計		（略）	
航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機		（略）	（略）
船舶局	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	
船舶地球局及び航空機地球局		（略）	（略）
放送局		（略）	（略）
アマチュア局		（略）	
その他の無線局		（略）	（略）

注1～3　（略）

三　（略）

<u>別表第七号</u>　点検結果通知書の様式（<u>第十六条</u>関係）

上タカン			
ACAS―Ⅰ及びⅡ		（同上）	
航空機用気象レーダー		（同上）	
航空機用ドップラ・レーダー		（同上）	
低高度用電波高度計		（同上）	
航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機		（同上）	（同上）
船舶局	（同上）	（同上）	
		（同上）	（同上）
		（同上）	
		（同上）	
		（同上）	
（同上）		（同上）	（同上）
（同上）		（同上）	（同上）
（同上）		（同上）	
（同上）		（同上）	（同上）

注1～3　（同上）

三　（同上）

<u>別表第五号</u>　<u>登録</u>点検結果通知書の様式（<u>第十一条</u>関係）

（略）

（1 枚目）

長

年　月　日

点検結果通知書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注 1）　　印
登録番号
点検員の氏名

登録検査等事業者等規則第 2 条第 2 項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。（注 2）

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号（注 3）	
識別信号			
点検項目		点検結果	
第 1　無線従事者の資格及び員数			
1　選任されている無線従事者の資格及び員数		資格名	員数
2　選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実　有□　無□	
3　船舶局無線従事者証明の所有及びその効力		所有　有□　無□　免除□ 効力　有□　無□	
4　主任無線従事者を選任		監督の事実　有□　無□	

（略）

（1 枚目）

長

年　月　日

登録点検結果通知書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　あて

登録点検事業者
の氏名又は名称（注 1）　　印
登録番号
点検員の氏名

登録点検事業者等規則第 2 条第 2 項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号（注 2）	
識別信号			
点検項目		点検結果	
第 1　無線従事者の資格及び員数			
1　選任されている無線従事者の資格及び員数		資格名	員数
2　選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実　有□　無□	
3　船舶局無線従事者証明の所有及びその効力		所有　有□　無□　免除□ 効力　有□　無□	
4　主任無線従事者を選任		監督の事実　有□　無□	

している場合は監督の事実	
５　主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実	講習の受講　有□　無□ 年　月　日受講
６　遭難通信責任者の配置	配置　有□　無□　免除□
第２　時計及び書類	
１　時計の備付け	備付け　有□　無□
２　無線局免許状の備付け及び掲示	備付け　有□　無□ 掲示　有□　無□
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け　有□　無□　免除□ 保存　有□　無□ 記載内容
４　その他の書類の備付け	備付書類　現行化 されている　□ されていない　□

辺

短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　（略）

２　登録外国点検事業者の点検の場合は、「第２条第２項」とある部分は、「第９条第２項」と、「業務実施方法書」とある部分は、「外国業務実施方法書」とする。

３　法第 10 条第２項の規定による点検の場合は、予備免許番号を記載すること。

している場合は監督の事実	
５　主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実	講習の受講　有□　無□ 年　月　日受講
６　遭難通信責任者の配置	配置　有□　無□　免除□
第２　時計及び書類	
１　時計の備付け及び条件	備付け　有□　無□ 条件　合致□　相違□
２　無線局免許状の備付け及び掲示	備付け　有□　無□ 掲示　有□　無□
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け　有□　無□　免除□ 保存　有□　無□ 記載内容
４　その他の書類の備付け	備付書類　現行化 されている　□ されていない　□

辺

短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　（同上）

２　（同上）

（２枚目～３枚目）（略） （４枚目） 長辺 （略） （略） （略） （略） 短　辺　（日本工業規格Ａ列４番） 注１　<u>別表第六号</u>（無線設備の電気的特性の点検）を行った結果を記載すること。 ２（略） ３　<u>別表第六号</u>（総合試験）の点検を行った結果を記載すること。 ４・５（略）	（２枚目～３枚目）（同上） （４枚目） （同上） 注１　<u>別表第四号</u>（無線設備の電気的特性の点検）を行った結果を記載すること。 ２（同上） ３　<u>別表第四号</u>（総合試験）の点検を行った結果を記載すること。 ４・５（同上）